する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一九九―一　六　二

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇三　六　二

日本国に帰化を許可する件　二〇四　七　二

除籍の一部が滅失した件　二〇五　七　二

〃　一〇　五

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件　二〇六　一〇　五

除籍の一部が滅失した件　二〇七　一〇　八

日本国に帰化を許可する件　二〇八　一〇　八

除籍の一部が滅失した件　二〇九　一〇　八

少年院種別表の一部を改正する件　二一〇　一〇　八

除籍の一部が滅失した件　二一一　一〇　八

日本国に帰化を許可する件　二一二　一〇　八

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件　二一三―一　一四　二

除籍が滅失した件　二一四　一五　二

公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二一五　一六　二

日本国に帰化を許可する件　二一六　一七　二

除籍の一部が滅失した件　二一七　一七　二

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二一八―一　一九　二

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二一九―一　二〇　二

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二二一　二一　二

日本国に帰化を許可する件　二二二　二二　二

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件　二二三　二三　二

日本国に帰化を許可する件　二二四　二四　三

除籍が滅失した件　二二五―一　二七　三

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件　二二六―一　二七　三

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件　二二七―一　二七　三

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二三九―一　二八　三

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二四〇―一　二八　三

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二四一―一　二八　三

不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件　二四二―一　二八　三

不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づく登記所の指定の一部を改正する件　二四三―一　二八　三

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　二四四―一　二八　三

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二四六―一　二八　三

戸籍の一部を改正する件　二四七　二八　三

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二四八―一　三〇　三